

2015
年度

東京土建国保組合の事業案内



組合員と家族のみなさまに育てられ設立45周年を迎え、これからもより魅力ある国保組合をめざします

2015年度の保険料区分と保険料

●医療給付費分は医療費・給付金等に使用 ●後期高齢者支援金分は後期高齢者支援金として国へ納入 ●介護保険料は介護納付金として国へ納入

★医療給付費分・後期高齢者支援金分保険料

保険料区分		保険料		後期高齢者支援金分(再掲)	
		都内居住者	都外居住者		
組合員	法人A種	法人事業所の代表者	31,900円	34,900円	8,100円
	法人B種	法人事業所の代表者のうち所得200万円超250万円以下の方	30,100円	33,100円	7,600円
	法人C種	法人事業所の代表者のうち所得200万円以下の方	26,000円	29,000円	6,600円
	第1種	個人事業所の事業主	27,000円	30,000円	6,800円
	第2種	一人親方、法人事業所の代表者以外の役員及び第1種組合員のうち所得200万円以下の方	21,600円	24,600円	5,500円
	第3種	常時又は日々事業所等に雇用されている方	17,500円	20,500円	4,400円
	第4種	第3種組合員に該当する方で25歳以上30歳未満の方	13,100円	16,100円	3,300円
家族	第5種	第3種組合員に該当する方で25歳未満の者	11,400円	12,600円	2,900円
	成人男性	23歳以上60歳未満の方	11,400円		2,900円
	一般	18歳以上の方で成人男性以外の方	4,200円		
	高校生相当	15歳以上18歳未満の方	3,800円		
	中学生相当	12歳以上15歳未満の方	3,800円		
	小学生相当	7歳以上12歳未満の方	3,000円		
	幼児	7歳未満の方	1,800円		

5人目以降の家族保険料は徴収しません。「成人男性」「一般」「高校生相当」「中学生相当」「小学生相当」「幼児」の順で4人目まで徴収します。介護保険以外の年齢区分は、2015年4月1日現在の満年齢で、1年間変わりません。

★介護分保険料(組合員・家族共に保険料に加算)	介護保険第2号被保険者	40歳から64歳	2,400円
-------------------------	-------------	----------	--------

国保入院共済費(300円)が別途納入となります。

健診をはじめとする保健事業

自分のからだの今を知るため、年に一度は健診を!

★東京土建健診

全ての組合員と19歳以上の家族は、充実した内容の東京土建健診が年度内に1回、自己負担なしで受けられます。支部集団健診または個別に契約機関で受診してください。契約外の医療機関でも、特定健診の項目を受診している場合は、申請により5千円(胸部レントゲン検査を含む場合は7千円)を支給します。2015年4月から、大腸がんの早期発見を目的に、一部の健診機関で東京土建健診の検査項目に「便潜血2回法」を加えました(対象者:40歳以上の組合員・家族)。

★節目健診(人間ドック)

組合員・家族で2015年4月1日から2016年3月31日までに「節目年齢(40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳)」に該当する方は、国保補助額2万5千円(脳ドック併用の場合は5万円)を差し引いた金額の負担で節目健診を受けることができます。

★事業所健診の健診結果提出に提供料

法人または個人事業主が健診契約機関以外で事業所健診を行ない、事業主から国保組合に加入する従業員の健診結果などが提出された場合は、一人につき3千円の提供料を支払います。

★職業病対策

健診時の胸部レントゲンの再読影(アスベスト対策)、専門医による「じん肺検診」などを行ないます。

★無料歯科健診

組合員・家族は歯科健診センターと提携する全国の歯科医院で、無料の歯科健診を受けることができます。



健診の結果が出たら対応をしよう!

★特定保健指導

東京土建健診の結果などから生活習慣病の発生のリスクが高い方を選び、医師、保健師、管理栄養士などと生活習慣の見直し・改善目標の設定を行ないます。面接など保健指導に要する費用は無料です。また、血糖の状態が一定基準以上で、腹囲・BMIでは特定保健指導に該当しない方に対して、2015年2月から「糖尿病予防サポートプラン」が始まりました。

★二次受診のおすすめ

東京土建健診の結果などから、詳しい検査が必要な方に通知をお送りします。どこが悪いのかわかりやすいイラスト入りでお知らせしますので、おすすめが届いたら、ぜひ病院で詳しい検査を受けてください。

がんでお悩みの方へ心の相談事業

「がんでお悩みの方に対話の場を提供する」という目的で、順天堂大学医学部樋野興夫教授による、無料相談事業「がん哲学外来」を月に1回開催しています。

レジャー施設や旅行でリフレッシュ

契約レジャー施設・契約日帰り温泉施設が優待料金で利用できます。割引券は「土建国保ガイド」に刷り込んであります。東京ディズニーリゾート特別利用券は年度内一人1枚を所属の支部で配付しています。JTB、日本旅行、H.I.Sのツアー旅行が割引で利用できます。

いろいろな時に利用できる保険給付や補助金制度

入院したとき

★一部負担払戻金

入院したときの一部負担金は組合員も家族も17,500円を超えた分が払い戻されます。なお、17,500円までの一部負担金は、どけん共済会から支給されます。

★疾病入院給付金

組合員が5日以上連続して入院したとき、1日3,800円~5,400円(最高180日)が支給されます。

高額な医療費がかかるとき

★限度額適用認定証

国保組合に申請して交付された「限度額適用認定証」を医療機関に提示すると、窓口負担が高額療養費の自己負担限度額までになります。入院でも通院でも使用できます。



旅行に行ったとき

★宿泊旅行(国内)利用者補助金

組合員・家族が日本国内で宿泊旅行をすると年度内1回3千円(65歳以上は5千円)が補助されます。



国保組合の事業について、くわしくは保険証(受診券)と一緒に配付した「土建国保ガイド」またはホームページをご覧ください。ご不明な点は下記までお問い合わせください。



東京土建国保 検索

各種保険証の手続や保険料のことを聞きたいとき
所属の支部または国保組合・資格課 (03-5348-2988)

入院したときの給付制度、宿泊旅行などの補助金のことを聞きたいとき
所属の支部または国保組合・給付課 (03-5348-2985)

健診や保健事業のことを聞きたいとき
所属の支部または国保組合・健康増進課 (03-5348-2982)

通院のとき

★一部負担払戻金

組合員が通院したとき、1か月に1つの医療機関等で支払った一部負担金が17,500円を超えた分が払い戻されます。
※院外処方の場合は、病院と薬局それぞれで17,500円を超えた分が払い戻されます。



出産するとき

★出産育児一時金

組合員・家族が出産したとき、一時金42万円が支給されます。

★出産手当金

女性組合員が出産したとき、産前42日(多胎出産の場合は98日)、産後56日以内で仕事を休んでいた期間に対して、1日3,800円~5,400円が支給されます。

★出産支援金 NEW!! (2015年4月以降の休業期間分から支給開始)

出産手当金と同じ産前産後の休業期間の保険料相当額が補助されます。

インフルエンザの注射を受けたとき

★インフルエンザ予防接種補助金

組合員・家族がインフルエンザの予防接種を受けた場合、年度内1回・一律2千円が補助されます。

組合員・家族が入院するときは、所属の支部へご連絡ください。入院中の負担軽減のために役立つ事業を紹介し、手続のお手伝いもします。

